

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年7月3日 10時30分ごろ
発生場所	高知県 <small>すくも</small> 宿毛市沖ノ島南南西方沖 土佐沖ノ島灯台から真方位208°24.8海里付近 (概位 北緯32°20.3′ 東経132°18.8′)
事故の概要	漁船第八友栄丸は、航行中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和2年8月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八友栄丸、19トン K02-2523（漁船登録番号）、個人所有 第282-16258号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A
負傷者	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか6人（日本国籍2人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、漁場に向けて南進中、船首方から波を受け、船首甲板上に海水が打ち込んだ。</p> <p>甲板員Aは、他の甲板員と共に船首甲板上に座って待機していた際、船首甲板上に打ち込んだ海水で体勢が不安定となったので、左足で踏ん張る姿勢をとったところ、左足に激痛を感じ、座った姿勢の状態で身体を動かすことができなくなった。</p> <p>船長は、操舵室で操船中、甲板上で動けない状態となった甲板員Aを目撃し、甲板員Aが負傷したことを確認後、帰航を開始し、愛媛県<small>あいなん</small>愛南町深浦漁港に入港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、左大腿骨骨幹部骨折と診断されて入院した。</p> <p>甲板員Aは、本事故の約4か月前、本船が操業中、船尾甲板でかつお1本釣り漁の準備をしていた際、船体の動揺によって身体が飛ばされて左膝から甲板上に落下したことがあり、その後、ふだんから左足の痛みが継続していたので、本事故当時、既に左足を骨折し、負傷していたのかもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、船体が動揺しながら航行中、甲板員Aが、本事故の約4か月前に船体の動揺によって左膝から甲板上に落下し、左足の痛みが継

	<p>続している中、船首甲板上に座って待機していた際、打ち込んだ海水で体勢が不安定となり、左足で踏ん張ったことから、痛めていた左足が更に悪化して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船の船体が動揺しながら航行中、甲板員Aが、本事故の約4か月前に船体の動揺によって左膝から甲板上に落下し、左足の痛みが継続している中、船首甲板上に座って待機していた際、打ち込んだ海水で体勢が不安定となり、左足で踏ん張ったため、痛めていた左足が更に悪化して発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・乗組員は、負傷した状態で無理して乗船せず、治療すること。